

令和元年度 第5回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和元年8月9日(金) 午後3時30分			
場 所	琴浦町役場分庁舎3階 第1・2・3会議室			
出席委員 (11人)	1番 石賀 英男	2番 丸山 環	3番 前田 正秀	4番 潮 智博
	5番 伊藤 英之	6番 村上 隆	7番 福本 正博	8番 三浦 勝美
	9番 久米 繁好	10番 中本 敏彦	12番 福田 昌治	
欠席委員 (1人)	11番 川崎 康晴			
出席推進委員 (12人)	13番 北中 善隆	14番 遠藤 一夫	15番 井本 武夫	16番 語堂 一幸
	17番 小前 茂雄	18番 松本 芳己	19番 桑本 慎吾	20番 馬野 進
	21番 入江 敏朗	22番 澤田 光秋	23番 石賀 昭則	24番 河上 幸徳
欠席推進委員 (0人)				
事務局	事務局長 山根 伸一、事務局長補佐 毎田 陽子、係長 浜川 明			
提案議案	議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第18号 非農地証明願の処理について 議案第19号 農用地利用集積計画の決定について			
報告事項				

議長	<p>定刻になりましたので、ただ今より、令和元年度第5回琴浦町農業委員会総会を開催します。</p>
事務局	<p>成立宣言を事務局にお願いします。</p> <p>ただ今の出席委員は11名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和元年度第5回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。事務局に欠席する旨の連絡のあった委員は、11番 川崎委員です。なお、推進委員の欠席者はありません。以上です。</p>
議長	<p>議事録署名委員の指名ですが、5番 伊藤委員、6番 村上委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>1ページをご覧ください。議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので、本委員会の意見を求めます。</p> <p>整理番号14番 貸渡人は琴浦町内の個人、借受人は倉吉市にある公益財団法人で、建設発生土の受入れと再利用及び受入地の整備・運営に関する事業等を行っています。契約種別は賃借権設定、転用目的及び施設の概要は、建設発生土処分場造成事業に係る工事中道路、現場事務所、作業員詰所及び駐車場になります。土地の表示 大字八橋字 [REDACTED]、登記地目、現況地目ともに畑、登記地積1,949㎡の内1,558㎡です。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外手続の申請を既にされていて、承認される見通しとなっています。</p> <p>転用事由の詳細について説明します。転用事業者である公益財団法人は、公共事業から発生する建設発生土の受け入れを、自身が開設する既設の処分場で行っておられます。その処分場は今回の事業予定地から100m程度東に位置していますが、今年度の半ばには計画容量に達し、満杯になってしまう見込みだということです。しかし県中部地区には他に残土処分場がなく、突発的に災害が発生した場合に残土の搬出先がなくなってしまう、復旧作業にも影響が及んでしまう恐れがあるため、切れ目無く残土処分場を開設する必要があります。こうしたことから、新たに開発面積3.8ha規模の処分場を造ることを計画され、そのための工事中道路、現場事務所、作業員詰所及び駐車場の用地として、貸渡人の所有する農地を借り受けることになったため、5条申請をされたものになります。なお今回整備する処分場用地のうち、現況が農地である土地はこの申請地のみで、それ以外の土地の現況は山林となっています。</p> <p>土地造成については、申請地は遊休農地となっていますので、除草、木の伐採作業および20cm程度の盛土を行った後、工事中道路の設置、沈砂地の整備工事を行い、以後10年間の予定で工事発生土の受け入れ</p>

	<p>を行う計画です。</p> <p>工期については、転用許可日から10年間を予定されていて、施設の操業期間も同様となっています。</p> <p>資金調達計画については、平成31年度分の造成工事費等必要経費が [REDACTED] 円で、平成31年3月7日開催の当該法人理事会において承認する旨が決議されています。</p> <p>被害防除計画について説明します。事業用地には隣接する農地はありません。造成期間中は雨が降ると泥水が発生しますが、沈砂地を整備することで土砂は沈殿し、上水のみを下流域に排出することになりますので、土砂の流出を防止することができます。また、仮設トイレを設置してくみ取りを行うため汚水の発生はありません。</p> <p>転用事業の残地面積およそ400㎡については、傾斜地で山林化しているため、木の伐採作業を計画されています。</p> <p>他法令等の許認可の手続の状況について説明します。残土処分場整備工事全体に係るものとして文化財保護法、土壤汚染対策法、景観法、鳥取県開発事業指導要綱、赤線青線占用の琴浦町法定外公共物管理条例については、許可済みあるいは担当行政庁との協議中だということで、転用事業者から承認される見通しである旨の計画書が提出されています。</p> <p>農地区分の決定根拠について説明します。申請地の西側は農道、東側、南側、北側は山林に接していますので隣接する農地はありません。このため申請地を含む一団の農地面積は10ha以下であること、農業上の公共投資が行われていないことなどから、「第2種農地」に該当するものと思われま</p>
<p>議長 村上委員</p>	<p>許可根拠規定については「代替地なし」に該当するものと思われま</p> <p>以上です。</p> <p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>8月6日に北中委員、毎田補佐、自分の3人で現地確認を行いました。申請地は、「帽子取」と呼ばれる山の中にある耕作再開の見込みがない農地で、隣接している農地はありませんでした。事務局の説明にもありましたように転用申請の内容が、建設発生土処分場として遊休農地を有効活用するというものですので、転用を許可しても問題は無いと感じました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明および現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(石賀英男委員より挙手あり)</p>
<p>石賀英男委員</p>	<p>契約種別が賃貸借権設定で、操業期間が10年間と説明がありましたが、期間終了後はどうなるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現況が山林となっている部分については山林に、現況が農地となっている部分については農地にもどすということになってはいますが、10年</p>

<p>石賀英男委員 議長</p>	<p>後には貸渡人世帯の状況が変わっている可能性もありますので、再度植林転用等を申請されることになるかもしれません。</p> <p>分かりました。</p> <p>その他に意見質問等はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案どおり答申することと決定いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして議案第18号 農地法第2条第1項の規定による申請について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>4ページをご覧ください。議案第18号 農地法第2条第1項の規定による申請について 非農地証明です。農地法第2条第1項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので、本委員会の許可を求めます。</p> <p>整理番号3番 申請人は琴浦町内の個人です。土地の表示 琴浦町大字赤碓字[REDACTED]、登記地目 畑、登記地積 130㎡、現況地目 宅地、現況地積 130㎡。申請事由の概要は、「申請地は、過去30年以上畑として農地利用したことなく、また場所的に住宅地域の一角にあることから、宅地化している。」というものになります。</p> <p>非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に4項目の判断基準を定めています。今回の案件につきましては、「人為的な潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」に該当するものと考えます。</p> <p>申請地は農用地区域外に位置しており、5ページの説明図にもありますように、周辺には学校寄宿舎や住宅等が建ち並んでいて隣接する農地は無く、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障は無いと判断しました。以上です。</p>
<p>議長 村上委員</p>	<p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>8月6日に北中委員、毎田補佐、自分の3人で現地確認を行いました。</p> <p>説明図にもありますように申請地は、琴の浦高等特別支援学校寄宿舎敷地東側の住宅地の中に位置していて、隣接している農地はありません。一部は家庭菜園として利用されていましたが、それ以外の部分は真砂土を敷いて隣家の駐車場として使用されていて、長年、農地としては利用されていなかったといった状況でしたので、非農地と判断しても問題は無いと感じました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明および現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(異議なし)</p>

事務局	<p>異議なしということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第19号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員の中本委員、前田委員、語堂委員は退席をお願いします。 (中本委員、前田委員、語堂委員の退席を確認)</p> <p>議案第19号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>7ページをご覧ください。議案第19号 農用地利用集積計画の決定について 賃貸借の部です。次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。</p> <p>整理番号413番 設定する者、設定を受ける者はいずれも琴浦町内の個人です。土地の表示 大字八橋字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積825㎡。権利の種類は賃借権、内容は梨となっています。期間は令和元年8月13日から令和7年11月30日までの6年3ヶ月、10a当りの借賃は [REDACTED] 円、借賃の支払方法は現金、法律関係は賃貸借、新規になります。</p> <p>整理番号413番の外3筆と、整理番号414番から9ページの整理番号429番までの外16件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の賃貸借の部で、農地中間管理事業等で農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、9ページの整理番号427番から429番までの3件となっています。</p> <p>10ページをご覧ください。使用貸借の部です。</p> <p>整理番号430番 設定する者、設定を受ける者はいずれも琴浦町内の個人です。土地の表示 大字松谷字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積966㎡。権利の種類は使用貸借権、内容は芝となっています。期間は令和元年8月13日から令和6年8月12日までの5年間、10a当りの借賃は無償、借賃の支払方法は無償、法律関係は使用貸借、新規になります。</p> <p>整理番号431番から12ページの整理番号437番までの外7件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の使用貸借の部で、農地中間管理事業等で農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、12ページの整理番号437番の1件となっています。</p> <p>13ページをご覧ください。所有権移転の部です。</p> <p>整理番号4番 所有権を移転する者は広島県在住の個人、所有権の移転を受ける者は琴浦町内の個人です。土地の表示 大字大父字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,329㎡。権利の種類内容は所有権、引渡の時期、支払期限、所有権の移転時期はいずれも</p>
-----	--

<p>議長</p>	<p>令和元年8月31日。対価は [] 円、10aあたりでは約 [] 円になります。対価の支払い方法は口座振込、法律関係は所有権になります。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(三浦委員より挙手あり)</p>
<p>三浦委員</p>	<p>整理番号428番について質問します。先月の総会でも同じような質問があったと思いますが、借賃が低すぎるのではないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>三浦委員からありましたように、先月の総会で質問のあった案件と配分先は同じ農業者の方で、短期間でかなりの筆数の農地を借りられることになっていて、その中には耕作しやすい農地とそうでない農地があることから、設定されている借賃にかなりの開きがあります。整理番号428番の申請地については、耕作条件が良くないために低い金額となっていますが、耕作条件の良い農地では通常の借賃を設定されています。</p>
<p>三浦委員 議長</p>	<p>分かりました。</p> <p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案どおり決定することといたします。 (中本委員、前田委員、語堂委員の復帰を確認)</p>
<p>村上委員 議長</p>	<p>続いて農家相談の報告に移りたいと思います。8月6日に行われた農家相談の報告を村上委員にお願いしたいと思います。</p> <p>(農家相談1件報告)</p> <p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして、令和元年度第5回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p>